

伊方原子力発電所でのプルサーマルに反対する決議（案）

2009(平成21)年11月13日

四国弁護士会連合会

1. 本年5月27日、愛媛県の伊方原子力発電所(以下、「伊方原発」という。)に、フランスから海上輸送された燃料が搬入された。四国電力は、来年1月の定期点検の際に MOX 燃料を伊方3号機に装荷し、翌2月からプルサーマルを開始する方針とされている。本年11月開始予定とされている玄海原発に次ぐ我が国2番目のプルサーマルとなる見込みであるが、世界的に殆ど実績のない高燃焼度燃料と MOX 燃料とを併用するプルサーマルとしては初めてのものとなる見込みである。
2. MOX 燃料には、ウラン燃料と比較して、制御棒の効きが悪くなる等の安全上不利な特性があり、また、事故発生の場合には、猛毒のプルトニウム等の放射能が外部に放出され、より重大な放射能被害を住民にもたらすことになるが、高燃焼度燃料との併用がさらに危険を重複させるものであることは避けられず、世界的に殆ど実績のないこのようなプルサーマルを実験的に伊方3号機で行なうことには重大な疑義がある。
3. 伊方原発の沖には中央構造線が走っており、マグニチュード7～8の巨大地震の危険が指摘されているが、伊方原発は、新潟県中越沖地震で露呈した柏崎刈羽原発の耐震設計基準の不備を教訓としておらず、専門家から警鐘が鳴らされている状況にある。また、猛毒であり、かつ、核兵器に転用可能なプルトニウムを用いた MOX 燃料については、その輸送中、ならびに保管中の危険が避けられないが、核兵器でなくても、通常の爆弾やミサイルの標的になることによって核兵器同様の結果を招来する原発の危険性が、プルサーマルの導入によってさらに高まることも避けられない。
4. 高速増殖炉「もんじゅ」の事故によって、既に核燃料サイクル政策は破綻しているが、にもかかわらず、溜まる一方のプルトニウムについて核拡散疑惑を糊塗し、あるいは再処理を行わないことによって各原発の使用済燃料貯蔵施設が満杯となって原発の停止を余儀なくされることを避ける為に、経済性のないプルサーマルを導入することは、正に本末転倒であるといわなければならないし、重大な危険を伴う問題先送りの愚策であるといわなければならない。
5. 原子力発電自体、大都市の利便のために地方に危険を強いるものであるが、60億円の交付金で、財政危機に悩む地方にプルサーマルを押し付けるのはきわめて問題である。また、プルサーマルは行なわれるべきではないが、仮に行う場合でも、人的にも物的にも優位にある大電力会社が、慎重の上にも慎重を期して行った上で、安全が十分に確認された段階で地方の小電力会社が行なうのが道理であるにもかかわらず、実際には逆のことが行われようとしている。
6. このようなことから、日本弁護士連合会の度重なる決議等を踏まえ、当連合会は、2005年11月18日、松山市において開催した定期大会において、「伊

方原発へのプルサーマル導入に反対する決議」を行なった。
これは、弁護士法1条1項において、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命」とされている弁護士の団体として、国民の生命、身体、財産が重大な危険に曝されようとしている事態を拱手傍観することは出来ないからである。

7. にもかかわらず、四国電力が、プルサーマルを強行しようとすることを、到底看過することは出来ない。
よって、当連合会は、四国電力に対し、伊方原発におけるプルサーマルを直ちに中止するよう求めるものである。